

○栃木市低入札価格調査制度事務処理要綱

平成22年4月1日

告示第283号

改正 平成24年3月9日告示第66号

(題名改称)

平成25年9月9日告示第291号

平成26年3月10日告示第116号

平成27年3月12日告示第84号

平成29年2月7日告示第20号

平成30年9月14日告示第304号

令和2年2月18日告示第60号

令和5年1月10日告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該契約が適正に履行されるよう落札者の決定等に係る必要な調査及び審査を行うための低入札価格調査制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる入札(以下「対象入札」という。)は、予定価格が3,000万円以上の建設工事及び栃木市建設工事総合評価落札方式試行要領(平成22年栃木市訓令第64号)に規定する総合評価落札方式の対象工事に係るものとする。

(調査基準価格)

第3条 予定価格決定者は、対象入札の執行に当たり、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとし、栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号)第72条第1項に規定する予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)に調査基準価格を明記するとともに、対象となる入札公告又は指名通知に調査基準価格を設けた旨を明記するものとする。

(平30告示304・一部改正)

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(1円未満切捨て)の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）を加えて得た額）に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上、前項の規定により難しいものについては、工事価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で予定価格決定者が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を調査基準価格とする。

（平26告示116・平27告示84・平29告示20・平30告示304・令2告示60・令5告示3・一部改正）

（入札参加者への周知等）

第4条の2 予定価格決定者は、調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に明記するとともに、入札公告又は指名通知等にその旨を明記するものとする。

2 調査基準価格の公表は、入札の執行後に行うものとする。

（平24告示66・追加、平25告示291・一部改正）

（落札の保留）

第5条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、対象入札の開札において、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該最低価格入札者の落札を保留し、入札価格の調査を行った後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

（数値的判断基準）

第6条 前条の規定により落札者の決定を保留した場合に、当該契約の内容に適合した履行が見込めないと判断する基準（以下「数値的判断基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、第4条第2項の規定により調査基準価格を定めた場合は、この限りでない。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て））が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て））に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）を加えて得た額）が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）を加えて得

た額)に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

(5) 入札価格が、次に掲げる額(1円未満切捨て)のアからエまでの合計額からオを減じて1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て))に10分の9.7を乗じて得た額

イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額(1円未満切捨て)を加えて得た額)に10分の9を乗じて得た額

エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

オ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 入札執行者は、最低価格入札者が提出した積算内訳書の内容が、前項各号のいずれかに適合しない場合は、当該最低価格入札者を失格とするものとする。

(平29告示20・追加、平30告示304・令5告示3・一部改正)

(調査の実施)

第7条 契約検査課長及び工事担当課長(以下「調査担当者」という。)は、調査基準価格を下回る入札で、前条の数値的判断基準に該当しないもの場合は、最低価格入札者に対し、次に掲げる事項について、書類の提出を求めるとともに、事情聴取、関係機関への照会その他必要な調査を行うものとする。

(1) 当該価格により入札した理由(入札価格の積算内訳書の提出)

(2) 手持工事の状況

(3) 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関係

(4) 手持資材の状況並びに資材の購入先及び購入先と入札者との関係

(5) 手持機械数の状況

(6) 過去に受注した公共工事名及び発注者

(7) 労働者の具体的調達の見通し

(8) 経営状況

(9) 信用状態

(10) その他調査担当者が必要と認める事項

(平27告示84・旧第7条繰上・一部改正、平29告示20・旧第6条繰下・一部改正)

(調査結果)

第8条 調査担当者は、前条の規定により行った調査の結果及び最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否について、栃木市低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)に付議するもの

とする。

(平27告示84・旧第8条繰上、平29告示20・旧第7条繰下)

(調査委員会の組織)

第9条 調査委員会の委員は、栃木市建設工事等請負者選考委員会規程(平成22年栃木市訓令第62号)第2条に定める栃木市建設工事等請負者選考委員会の委員をもって充てる。

2 調査委員会の委員長及び副委員長は、栃木市建設工事等請負者選考委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

(平27告示84・旧第9条繰上、平29告示20・旧第8条繰下)

(委員長の職務)

第10条 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(平27告示84・旧第10条繰上、平29告示20・旧第9条繰下)

(会議)

第11条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平27告示84・旧第11条繰上、平29告示20・旧第10条繰下)

(調査委員会の審査)

第12条 調査委員会は、第8条の付議があったときは、最低価格入札者の入札価格をもって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて審査するものとする。

2 調査委員会は、審査の結果について市長に報告するものとする。

(平27告示84・旧第12条繰上・一部改正、平29告示20・旧第11条繰下・一部改正)

(落札者の決定)

第13条 市長は、前条第2項の報告を受け、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低入札価格者を落札者と決定するものとする。

2 市長は、前条第2項の報告を受け、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であるときは、第7条、第8条及び前条並びに前項の規定を準用するものとする。

(平27告示84・旧第13条繰上・一部改正、平29告示20・旧第12条繰下・一部改正)

(落札者の決定通知)

第14条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に直ちに落札者として決定した旨を通知するとともに、他の入札者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としな理由を付

して通知するとともに、他の入札者に対して次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(平27告示84・旧第14条繰上、平29告示20・旧第13条繰下)

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平27告示84・旧第15条繰上、平29告示20・旧第14条繰下)

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第66号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第291号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第116号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第84号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第20号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第304号)

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第60号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第3号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。